

掲示期間 4.1-4.10

新潟市告示第297号

新潟市中之口老人福祉センター使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市中之口老人福祉センターの使用料の徴収を平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

新潟市長 篠田 昭

徴収事務を行う場所	徴収受託者
新潟市西蒲区福島323番地 新潟市中之口老人福祉センター	新潟市北区松潟1510番地 社会福祉法人 愛宕福祉会 理事長 池田 弘